サービスの利用者負担と負担の軽減について（１）

サービスの利用にあたっては，原則かかった費用の１割を負担します。また，６５歳以上の第１号被保険者であって，一定以上の所得がある方は２割，特に所得の高い方は３割負担となります。

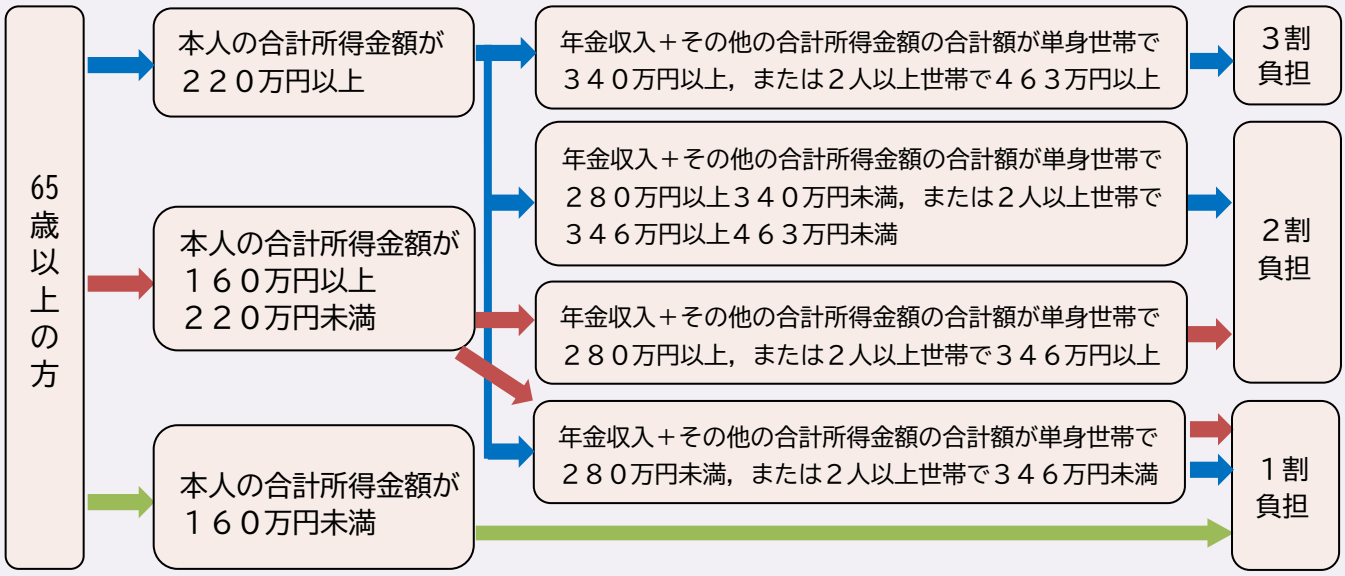

※「合計所得金額」とは，収入から公的年金等控除や給与所得控除，必要経費を控除した所得金額のことで，基礎控除や扶養控除・社会保険料控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※「その他の合計所得金額」とは，合計所得金額から，年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※「合計所得金額」および「その他の合計所得金額」の算定方法等は，介護保険法施行令に規定されています。

在宅サービスの利用限度額

在宅サービスを利用する際には，要介護度ごとに１か月間の利用限度額（区分支給限度基準額）が決められています。（右表）
利用限度額を超えてサービスを利用した分は，全額（１０割）自己負担となります。

※「利用限度額」は在宅サービスについて定められた保険給付の上限であり，特定施設，グループホーム，介護保険施設などを利用した場合の利用者負担額は利用限度額に含まれず，負担割合に応じた利用者負担額がかかります。

要介護度	利用限度額（月額）	利用者負担額（月額・１割※）
事業対象者	50,320 円	5,032 円
要支援１	50,320 円	5,032 円
要支援２	105,310 円	10,531 円
要介護１	167,650 円	16,765 円
要介護２	197,050 円	19,705 円
要介護３	270,480 円	27,048 円
要介護４	309,380 円	30,938 円
要介護５	362,170 円	36,217 円

※負担割合（1～3 割）に応じて，負担額が変わります。

利用者負担が高額になったとき

■ 高額介護（介護予防）サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担（１～３割分）の合計額が高額になり，自己負担上限額(月額)を超えた場合は，申請により，超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

※ 函館市の窓口に「介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書」の提出が必要です。

区　　分	自己負担上限額
生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	15,000 円
世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の方	
世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円超の方	24,600 円
市民税課税世帯で課税所得３８０万円未満の方	44,400 円
市民税課税世帯で課税所得３８０万円以上６９０万円未満の方	93,000 円
市民税課税世帯で課税所得６９０万円以上の方	140,100 円

サービスの利用者負担と負担の軽減について（２）

利用者負担が高額になったとき

■ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の１年間の自己負担額の合計が高額になり，上限額を超えた場合，申請により，超えた分が「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

※ 申請については，加入している国民健康保険，後期高齢者医療広域連合などの医療保険者（総合事業費相当分については介護保険課）から対象者に通知されます。

食費・居住費の負担限度額

■ 特定入所者介護サービス費

介護保険施設や短期入所施設を利用する際の食費・居住費は実費（施設と利用者の契約により決定）となりますが，所得の低い方が利用する場合に，所得に応じて食費・居住費の負担が軽減されます（負担限度額の適用）。負担限度額の適用を受けるには，函館市に「介護保険負担限度額認定証」の交付申請をしてください。

※負担限度額と基準費用額との差額は，「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

利用者負担段階		食費の負担限度額（日額）		居住費の負担限度額（日額）				
		施設入所者	ショートステイ利用者	ユニット型個室	従来型個室		多床室	
					特養等	老健・医療院	特養等	老健・医療院
第1段階	生活保護受給者または**世帯全員が市民税非課税**の老齢福祉年金受給者で**預貯金等が，単身で 1,000 万円（夫婦で 2,000 万円）以下 の方**	300 円	300 円	880 円	380 円	550 円	0 円	0 円
第2段階	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が **80 万円以下で，預貯金等が，単身で 650 万円（夫婦で 1,650 万円）以下**の方	390 円	600 円	880 円	480 円	550 円	430 円	430 円
第3段階①	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が **80 万円を超え 120 万円以下で，預貯金等が，単身で 550 万円（夫婦で 1,550 万円）以下**の方	650 円	1,000 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	430 円
第3段階②	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が **120 万円を超え，預貯金等が，単身で 500 万円（夫婦で 1,500 万円）以下**の方	1,360 円	1,300 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	430 円
第４段階：基準費用額（上記に該当しない方）		1,445 円	1,445 円	2,066 円	1,231 円	1,728 円	915 円	437 円

※ 第２段階，第３段階①，第３段階②の対象となるのは市民税非課税世帯の方です。また，別世帯の配偶者が市民税を課税されている場合は負担限度額の適用は受けられません。

※ 第２号被保険者（４０歳以上６４歳以下）の預貯金等の上限額は，1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下となります。

※ 不正に負担限度額の適用を受けた場合は，ペナルティ（加算金）が課されます。

サービスの利用者負担と負担の軽減について（３）

食費・居住費の負担限度額

■ 利用者負担第４段階の方の食費・居住費の特例減額措置について

利用者負担第４段階の方でも，次のすべての要件に該当する方については，申請により食費・居住費が第３段階②の金額に引き下げられます。（ショートステイ利用者を除きます。）

※ 負担限度額認定申請書のほか，収入等申告書等を提出する必要があります。
※ 負担限度額の適用を受けるには，函館市に「介護保険負担限度額認定証」の交付申請をしてください。

特例措置の要件をすべて満たす方が対象となります。

① 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯
（世帯分離をした夫婦を含む。年齢要件はありません。）
② 世帯員が，介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設に入所し，利用者負担第４段階の食費・居住費の負担を行っていること。
③ 世帯の年間収入から，施設の利用者負担（１～３割）負担，食費・居住費の年間合計額）の見込み額を除いた額が８０万円以下となること。
④ 世帯の現金・預貯金等（有価証券，債権等含む）の額が４５０万円以下であること。
⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営主体となっているサービスを利用した場合に，申請により利用者負担が軽減される場合があります。ただし，施設入所者等に係る食費・居住費（滞在費）は，特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限り軽減されます。

※ 負担限度額の適用を受けるには，函館市に「介護保険負担限度額認定証」の交付申請をしてください。

対　象　者	市町村民税非課税世帯の方であって， ① 年間収入が単身世帯で１５０万円，世帯員が１人増えるごとに５０万円加算した額以下であること ② 預貯金の額が単身世帯で３５０万円，世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ④ 負担能力のある親族に扶養されていないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと の要件をすべて満たし，その方の収入や世帯状況，利用者負担等を総合的に勘案し，生計が困難であると市長が認めた方および生活保護を受給している方
対象サービス（介護予防サービスを含む）	訪問介護，通所介護，短期入所生活介護，定期巡回･随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，看護小規模多機能型居宅介護，地域密着型通所介護 国基準訪問型サービス，国基準通所型サービス
減 額 割 合	**・生活保護を受給していない方** 利用者負担額　２５％，食費・居住費（滞在費）および宿泊費　２５％ **・生活保護を受給している方** 個室の居住費（滞在費）　１００％

介護費用の税控除

介護に要する費用が，所得税および住民税を計算する際に控除される場合があります。

（１）在宅サービスの医療費控除

○ 医療系サービスとして対象となるもの
訪問看護，訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション，
居宅療養管理指導，短期入所療養介護（居住費と食費も対象）

○ 医療系または医療保険の訪問看護と併せて利用した場合に対象となるもの
訪問介護（家事援助を除く），訪問入浴介護，通所介護，短期入所生活介護，
夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護
国基準訪問型サービス，国基準通所型サービス

（２）施設サービスの医療費控除

○ 介護老人保健施設および介護療養型医療施設入所費用の１～３割負担分と食費・居住費の自己負担分

○ 介護老人福祉施設入所費用の１～３割負担分と食費・居住費の自己負担分の１/２

（３）おむつ代の医療費控除

○ 寝たきりの高齢者等が使用するおむつ代（紙おむつの購入料および貸おむつの賃貸料）

（４）高齢者の障害者控除の認定

○ 障害者手帳を持たない６５歳以上の方で，認知症または常に寝たきり（６か月以上臥床し，日常生活に支障のある状態）の場合に，所得税・住民税の障害者控除のための認定書を交付します。

（１），（２）については，領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されています。別に書面が必要な場合は，事業所や施設にお問い合わせください。
（３）については介護保険課　介護認定担当（電話２１－３０２７）へ，
（４）については高齢福祉課　相談支援担当（電話２１－３０２５）へ
お問い合わせください。